平成２３年（フ）第５８１号
静岡市駿河区丸子新田478番地の７　ＳＡＭＩＡ21―102号、住民票上の住所静岡市駿河区西島1008番地の８　櫻井商事運輸本社
債務者　片岡　光雄
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１号
栃木県下都賀郡壬生町元町12番57号
債務者　加藤　美沙
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第８０号
岡山県久米郡美咲町羽仁405番地
債務者　菊井　　聡
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１２８号
岡山県津山市志戸部661番地１
債務者　田村　秀和
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１３３号
岡山県津山市上村671番地２
債務者　堤　　忠弘
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

債権者集会招集等の期日変更

平成２３年（フ）第６号
富山県魚津市吉島157番地２　センチュリーハイツ205号
破産者　籔下　　昇
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日・免責審尋の期日　平成23年12月７日午前10時
平成23年10月３日　富山地方裁判所魚津支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３４９号
神奈川県厚木市三田743番地１　本厚木ダイヤモンドマンション512
破産者　有限会社寿
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３６９０号
札幌市西区発寒16条13丁目２番１号
破産者　株式会社オグテック
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５１号
川崎市麻生区高石３丁目24番６号
破産者　フジケン内装株式会社
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０１号
相模原市南区上鶴間本町９丁目19番40号
破産者　Ｊａｐａｎ―ＥＣ株式会社
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５２号
新潟県三条市東三条１丁目20番27―205号
破産者　井出　進一
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３６８号
三重県三重郡菰野町大字神森字神森876番地
破産者　有限会社ジャック・エンタープライズ
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
三重県四日市市平尾町12番地
破産者　矢田　正嗣
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
三重県四日市市川島町1145番地８
破産者　中村　重信
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２０８８号
札幌市中央区大通西18丁目２番地12
破産者　株式会社北郵連
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０９０号
大阪市中央区淡路町４丁目７番１号
破産者　株式会社パスツール
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３１１号
大阪市西区九条南２丁目23番３号
破産者　大有鋼材株式会社
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７７９号
大阪市北区曽根崎新地１丁目９番13号、商業登記簿上の本店所在地大阪市住吉区万代東２丁目３番27号
破産者　二村食肉株式会社
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５５７号
大阪府高槻市川西町２丁目８番４号
破産者　大豊商事有限会社
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部